

## 令和5年度整備管理者【選任後】研修のご案内

### 【本研修について】

・当該研修は法令により受講義務がある研修ですので、対象者は必ず受講してください。

なお、本研修は整備管理者の資格を定めた道路運送車両法施行規則第31条の4第1号にある「整備管理者選任前研修」ではありませんのでご注意ください。

### 【研修実施年月日、場所】

開催日	場所	講習時間	対象者業種
令和6年 1月24日（水）	高知県立高知青少年の家（2F大集会室） (吾川郡いの町天王北1-14)	受付時間 13:00～13:30 開始時間 13:30～16:30	◎ <u>貨物自動車運送事業者</u> の整備管理者
令和6年 2月1日（木）			◎ <u>貨物自動車運送事業者</u> の整備管理者
令和6年 2月2日（金）			◎ <u>貨物及び旅客自動車運送事業者</u> の整備管理者
令和6年 2月7日（水）	中村地区建設共同組合会館（3F会議室） (四万十市右山元町3丁目3番26号)	受付時間 13:00～13:30 開始時間 13:30～16:30	◎ <u>貨物及び旅客自動車運送事業者</u> の整備管理者
令和6年 2月13日（火）	高知県立高知青少年の家（2F大集会室） (吾川郡いの町天王北1-14)	受付時間 13:00～13:30 開始時間 13:30～16:30	◎ <u>貨物及び旅客自動車運送事業者</u> の整備管理者
令和6年 2月19日（月）			◎ <u>貨物自動車運送事業者</u> の整備管理者
令和6年 2月26日（月）			◎ <u>貨物自動車運送事業者</u> の整備管理者

※駐車台数が限られていますので可能な限り、乗り合わせや公共交通機関の利用をお願いします

### 【研修内容】

- (1) 整備管理者の役割について
- (2) 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容について
- (3) 路上車両故障等の発生状況とその防止対策について
- (4) 車両管理上必要な関係法令について
- (5) 車両管理の内容について
- (6) 運転者等に対する指導教育（方法と実務）について
- (7) 整備や事故防止対策に関する行政情報、整備に関連する業界情報、  
車両技術に関するメーカー情報の提供について

## 【お申し込みについて】

- ・本年度の研修は、**完全予約制**とさせて頂きます。

研修のお申し込みについては、四国運輸局ホームページ内の申し込み欄にある電子メールアドレスあてにお申し込みください。

なお、一般社団法人高知県バス協会、高知県ハイヤー協会、高知県トラック協会、及び 高知市ハイヤー協同組合に所属の運送事業者様につきましては、各協会・組合へ取りまとめを依頼しておりますので、所属する各協会・組合からの連絡等をご確認の上各協会・組合へお申し込みください。

会場の定員等で柔軟な受入が困難となるため、

**令和6年1月14日までに必ずお申し込みください。**

期日内であっても会場定員の都合から上限に達し次第、上限に達した日の受入を締め切らせて頂きます。ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

また、受付完了のご連絡はこちらからいたしません。

受付が完了しているか確認したい方は、所属されている各協会・組合へご連絡をお願いいたします。会員外の方は、高知運輸支局 整備部門までお問い合わせください。

## 【研修について】

・万が一研修が延期または中止になる場合は四国運輸局のホームページへ掲載しますので、研修受講前に必ず確認をお願いします。

・当日発熱がある方、具合の悪い方については参加をご遠慮ください。また、研修会場の室温が一定でないことが想定されます。ご自身での体温調節をお願いいたします。

・研修会場の席に限りがありますので研修対象者以外の方の入室はご遠慮ください。

・研修中は携帯電話等をマナーモードにするなど音がないようにしておいてください。緊急の連絡等で通話する場合は退室し、通話終了後速やかにお戻りください。

## 【当日持参品】

◎運転免許証等の身分証明書、筆記用具

◎整備管理者 【選任後】 研修資料令和5年度版 (協会会員外の方のみ)

※一般社団法人高知県バス協会、高知県ハイヤー協会、高知県トラック協会、及び 高知市ハイヤー協同組合に**未所属**の事業者様につきましては、**四国運輸局のホームページに掲載する当該資料をダウンロードし、持参願います。**

## 【対象者】

道路運送車両法第50条第1項の規定により選任した整備管理者であって、以下のいずれかに該当する者

- ・旅客自動車運送事業運輸規則 第46条 (整備管理者の研修)

旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法第50条第1項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条の5 (整備管理者の研修)

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第50条第1項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

(1) 整備管理者として新たに選任した者

(2) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

・「整備管理者として新たに選任した者」には、選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講すること。

※ただし、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の営業所で選任されていた者は、「新たに選任した者」には該当しません。

・「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者」については、最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までに研修を受講すること。

研修に関するお問い合わせ

四国運輸局 高知運輸支局 検査整備保安部門

TEL : 088-866-7313